○農林水産省告示第三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町蕨谷字シタツエ一八〇、一六四八、一六四九、字子ゴシサコ二〇〇から二〇三まで、一六五七、一六七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字シタツエ一八〇・一六四八・一六四九・字子ゴシサコ二〇〇・二〇一・二〇三・一六五七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年一月十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月八日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5020号	救命胴衣（固型式）	ＮＳ―08型	日本船具株式会社	東京都港区白金台１丁目５番５号
第5021号	〃	ＮＳ―09型	〃	〃
第5022号	救命胴衣（固型式）（子供用兼幼児用）	ＮＳ―08―Ｃ型	〃	〃

○国土交通省告示第九十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月八日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5028号	救命胴衣（固型式）	ＴＫ―005Ａ　型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉１丁目１番34号
第5029号	救命胴衣（固型式）（子供用）	ＴＫ―005Ｃ　型	〃	〃
第5030号	救命胴衣（固型式）（幼児用）	ＴＫ―005Ｉ　型	〃	〃

○国土交通省告示第九十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年一月十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月八日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4112号	複合型一般救助艇	ＦＲＬ―ＣＲ６型	藤倉ゴム工業株式会社	ＭＳＣ．272(85)及びＭＳＣ．274(85)への適合確認
第4113号	〃	ＦＲＬ―ＣＲ６Ｂ型	〃	〃

○国土交通省告示第九十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年一月十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月八日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第3795号	船速距離計	ＥＭＬ500	横河電子機器株式会社	基板の変更

○国土交通省告示第九十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年一月十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月八日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4981号	全閉囲型救命艇（自由降下式のもの）	ＦＥＬ59	株式会社信貴造船所	ＭＳＣ．272(85)、ＭＳＣ．274(85)への適合確認

○海上保安庁告示第四十五号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年二月八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　東京西航路第六号仮設灯浮標

位　置

所在地　京浜港東京区（大井信号所から東方約一・五キロメートル）

北緯　三五―三四―四七

東経　一三九―四八―〇七

廃止年月日　平成二十二年十二月二十日

○海上保安庁告示第四十六号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年二月八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　東京西第六号灯標

位　置

所在地　京浜港東京区（東京灯標の北西方約三・三キロメートル）

北緯　三五―三五―〇三

東経　一三九―四七―五七

変更した事項

名　称　東京西航路第六号灯標

位　置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の東方約一・五キロメートル）

北緯　三五―三四―四七

東経　一三九―四八―〇七

変更年月日　平成二十二年十二月二十日

記事　一時撤去中のところ名称及び位置変更のうえ復旧

名　称　皆月港第一防波堤灯台

位　置

所在地　石川県輪島市（皆月港第一防波堤外端）

北緯　三七―二一―〇八

東経　一三六―四五―一三